

小田原地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

小田原地区においては、令和6年3月11日からタクシー運賃の改定を実施(改定率12.39%)しましたが、これによるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1. 運賃を改定した事業者数

14社 (※14社のうち、全ての運転者が役員を兼務している1社については対象外とした。)

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数: 13社

| | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 110% 以上 | 109% 以上 | 108% 以上 | 107% 以上 | 106% 以上 | 105% 以上 | 104% 以上 | 103% 以上 | 102% 以上 | 101% 以上 | 100% 以上 |
| | 110% 未満 | 109% 未満 | 108% 未満 | 107% 未満 | 106% 未満 | 105% 未満 | 104% 未満 | 103% 未満 | 102% 未満 | 101% 未満 |
| 9社 | 1社 | — | 1社 | — | — | — | 1社 | — | 1社 | — |

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和6年4月～令和6年9月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年4月～令和5年9月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

- ・自動日報の導入 2社
- ・防犯仕切板の設置 2社
- ・健康診断等の拡充 1社
- ・AI機能付きドライブレコーダーの導入 1社
- ・UD車両の導入 1社

(2) 手当類の創設・拡充

- ・特になし

(3) その他

- ・労働時間の短縮 2社